

府 食 第 7 2 3 号
令 和 7 年 1 1 月 1 2 日

農林水産大臣

鈴木 憲和 殿

食品安全委員会

委員長 山本 茂貴

食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（回答）

令和 7 年 11 月 5 日付け 7 消安第 4623 号をもって農林水産大臣から食品安全委員会に意見を求められた、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）別表第 2 の 8 の改正については、現行の規格基準の内容を変更するものではなく、形式的な改正であることから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 1 号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。